

# お寺yoga協会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当団体は、お寺yoga協会と称する。

(事務所)

第2条 当団体の主たる事務所は、福岡県福岡市博多区比恵町4丁目15番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当団体は、以下を目的として活動する。

(1) 健康な心身へ整える時間の提供

現代人の身体にたまった疲れや精神的ストレス・不安などを解放し、健康な心身へ整える時間と空間を提供すること。

(2) 「感謝の心」の文化継承

何世代にもわたり、ご先祖様を敬う日本人の価値観に深く根ざしてきた“お寺”。そのお寺で手を合わせ、ヨガや瞑想を行うことにより、ご先祖様や出逢う人々、あらゆるものごとに「感謝する」という心の文化を継承すること。

(3) 地域コミュニティ活性化と、女性活躍の推進

子どもから高齢者まで、世代を超えた地域コミュニティを活性化させること。また、全国で既にお寺ヨガを開催しているインストラクター同士の情報共有や、資格保有者の働く場の提供を行い、お寺ヨガのネットワーク拠点として女性の活躍を推進すること。

(事業)

第4条 当団体は、上記目的を達成するため以下の事業を中心に行う。

(1) お寺ヨガ事業

お寺や文化的建築物等で行う、ヨガ・瞑想・女性のための健康教室（寺子屋）など学びの場の開催

(2) お寺ヨガクリエイター養成事業

お寺ヨガクリエイター（インストラクター）の養成及び資格保有者が働く場をサポート

(3) 出前講座・イベント事業

学校・自治体・地域企業への出張教室や、イベントなどの社会活動

(4) 刊行物の出版

ヨガ・瞑想・マインドフルネス等の刊行物を出版

## 第3章 会員

(会員)

第5条 正会員は当団体の設立趣旨に賛同し、会の目的・目標達成に貢献しなければならない。

2 賛助会員は、当団体の設立趣旨に賛同し、会の目的・活動を応援する個人および団体をいう。

(入会の申し込み)

第6条 入会をしようとする者は、第8条2項1号から4号に該当していないことを確認したうえで、入会申込書もしくはホームページ入会フォームより必要事項を記入して、入会を申し込む。

第7条 入会をしようとする者は、入会を申し込んだのち、遅滞なく入会金ならびに年会費を支払わなければならない。

(入会の承認)

第8条 理事長は、入会の申し込みを受領し、入会金および初年の年会費の入金を確認した後すみやかに入会を承認し、入会の可否を通知する。

2 理事長は、原則入会を拒否することはできない。ただし、次の各号に該当する者からの入会申し込みがあった場合は、理由を付した書面により入会の拒否を通知し、入会金および年会費を返金する。

- (1) 過去に他の特定非営利活動法人または任意団体等から除名処分を受けたことのある者
- (2) 本協会の趣旨に反する宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売および他の団体への勧誘を目的として入会しようとする者
- (3) 暴力団に所属している者または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属している者
- (4) その他協会が認めない者

(入会の手続き)

第9条 入会承認後、会の事務局において新たに会員となった者を会員名簿に登録する。

## 第4章 退会

(退会の申し込み)

第10条 会員が退会をしようとするときは、書面または電子メールにより退会届を協会の事務局に提出することにより任意に退会できる。

(退会の承認)

第11条 理事長は、原則として退会の申し込みを拒否できない。

(退会の手続き)

第12条 協会の事務局は、退会届受理後すみやかに退会者を会員名簿から抹消する。

(会員の権利の喪失)

第13条 退会者は、退会届を提出した時点で第20条および第21条第22条の会員の権利を全て喪失する。

(会員資格の喪失)

第14条 会員が以下の各号に該当するときはその資格を喪失し、退会したものとする。

- (1) 年会費の滞納が2年以上ある場合。
- (2) 協会の会則に違反したとき。

(再入会)

第15条 退会したものが再度入会しようとするときは、新たに入会の手続きをしなければならない。

(会員の種別)

第16条 協会の会員の種別は以下のとおりとする。

正会員（個人） この協会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

賛助会員（個人又は団体） この協会の目的に賛同して賛助するために入会する個人又は団体

クリエイター会員（個人） この協会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(入会金)

第17条 協会への入会をしようとする者は、入会申込を行ったのち、遅滞なく以下の入会金を支払うものとする。なお、支払われた入会金は、第8条により入会を拒否された場合を除き、いかなる理由があっても返金しない。

正会員（個人） 0円

賛助会員（個人又は団体） 0円

クリエイター会員（個人） 0円

(年会費)

第18条 会員は、毎年1年間の年会費を支払うものとする。なお、支払われた年会費は第8条により入会を拒否された場合を除き、いかなる理由があっても返金しない。

正会員（個人） 3000円

賛助会員（個人又は団体） 一口30000円

クリエイター会員（個人） 10000円

(年会費の有効期限)

第19条 年会費の有効期限は、初年次は入会が承認された日の属する翌月から翌年3月末とする。

2 2次年以降は毎年4月1日から翌年3月末とする。

3 初年次1月以降に入金が承認された会員は、2年次の年会費は徴収しないものとする。

(正会員の権利)

第20条 協会の正会員は以下の権利を持つ。

(1) 協会が発信する「メールマガジン」の配信を受け取る。

(2) 協会が主催するセミナーや講演会など会員以外の者に優先して申し込みを受け付けるなどの特典

(3) 協会が主催するイベント等に会員参加費での参加

#### (4) その他協会が定める事項

##### (賛助会員の権利)

第21条 協会の賛助会員は第20条の権利を持つ。

#### 第5章 会員の義務

##### (会則等遵守の義務)

第22条 会員は、会の会則ならびに会の理事会が定めた規定および議決事項を順守しなければならない。

##### (行動倫理)

第23条 会員は、すべての会員に対し敬意をもって接するものとし、良識を持って常識をわきまえた行動をしなければならない。

- 2 会員は、協会の業務を妨げる行為を行ってはならない。
- 3 会員は、社会通念上、好ましくない行為を行ってはならない。
- 4 会員は、法令および条例に違反する行為を行ってはならない。
- 5 会員は、協会もしくは会員に対し、迷惑や不利益を与える行為その他会が不適切と判断する行為を行ってはならない。

##### (守秘義務)

第24条 会員は、協会の活動等を通じて知り得た情報等を理事長の了解なしに第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定は退会後においても同様とする。

##### (免責事項)

第25条 会員は、協会の会則及び諸規則に反し、違反行為をしたことが起因として生じた如何なる不利益について、協会に対して損害賠償等を一切申し立てることはできない。

- 2 会員が、協会の会則および諸規則に反し、またはそれに類する行為によって協会が損害を受けた場合、当該会員は、協会が受けた損害を協会に賠償するものとする。
- 3 会員が退会した場合も、各号の規定は継続される。

##### (会員間の紛争)

第26条 会員間相互に生じた紛争について、協会には一切の責務はないものとする。

- 2 会員間相互において生じた紛争について、会員は自己の費用と責任において、これを解決するものとし、協会は一切関知しない。

##### (管轄裁判所)

第27条 会則および協会が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は会事務局所在地の管轄する裁判所とする。

## 第6章 雑則

(その他)

第28条 この会則は、理事会の決議により改定することができる。

2 この会則の施行にあたり必要な事項は理事長が会員にはかり別に定める。

## 附 則

本会則は、平成30年11月3日より施行する。

#### 「個人情報の管理」

当会は、会員さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます。

#### 「個人情報の利用目的」

会員さまからお預かりした個人情報は、当会からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

#### 「個人情報の第三者への開示・提供の禁止」

当会は、会員さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・会員さまの同意がある場合
- ・会員さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
- ・法令に基づき開示することが必要である場合